

霧島市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について

霧島市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例を次のように制定する。

平成27年2月17日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく子どものための教育・保育に関する利用者負担額（以下「利用者負担額」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者負担額)

第2条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額は、それぞれ当該規定の政令で定める額を限度として、規則で定める。

2 法附則第6条第4項に規定する額は、規則で定める。

(利用者負担額の減免)

第3条 市長は、災害その他の理由により特に必要があると認めるときは、利用者負担額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(法附則第9条第1項の適用がある間の利用者負担額の経過措置)

2 法附則第9条第1項の適用を受ける間、同項第1号イ、第2号イ(1)及びロ(1)並びに第3号イ(1)及びロ(1)に規定する支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額は、それぞれ当該規定の政令で定める額を限度として、規則で定める。

(霧島市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

3 霧島市立保育所の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第147号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（費用の徴収）

第4条 市長は、保育所における保育に係る児童の保護者又は扶養義務者から、霧島市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例（平成27年霧島市条例第 号）に定める利用者負担額（市の区域外に居住する場合にあっては、居住する市町村の定める額）を徴収する。

（提案理由）

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）により、児童福祉法（昭和22年法律第164号）が改正され、一般的に行う保育費用の規定及びその徴収根拠規定がなくなることから、本条例を制定し、併せて関係条例を改正しようとするものである。